

2006. 6. 26

数値化しない流域対策（森林）の保全について

委員 加藤 哲夫

これまで総合治水 W・T において、流域対策、河道対策、洪水調整施設について、それぞれが洪水時の流量をいかに分担するかについて検討してきたが、流域対策の一つである「森林」については、最終的に流域委員会において数値化しないこととなった。

一方、環境 W・G 及びまちづくり W・G からは、森林の有している公域的機能（水源かん養機能、土砂流出防止機能、環境保全機能、保健休養など）の発揮を期待する意見が提案されている。

森林は流域面積の % 占めており数値化しないといっても、森林を維持し健全な森林を育成することは、超過洪水対策、内水対策には極めて有効な手段である。

このため、森林を大規模開発などによる治水効果の低下を防御する手段として、森林の機能をより高度に発揮する森林の維持、保全対策について提言する。

1. 武庫川流域における森林の現状

流域内の森林は、土壌条件、社会的条件から総合的に判断すると、林業の生産性は一部地域を極めて低い地域である。

また、流域内における森林所有者の多くは、森林を林業生産の場として期待しているのではなく、資産保持的に保有している例が多い。

このため、森林は住宅開発や、レジャー施設への転用が激しく、一部には、無秩序な開発が行われた結果、治水に悪影響を与えていると考えられる。

しかしながら、林業生産を目的に権利関係を整備し、スギ、ヒノキを植栽し、適切な手入れを行っている公有林や一部地域もみられる。

※神戸市	有野更正農協、上唐櫃林産農協、下唐櫃林産農協、 有馬温泉農協
西宮市	名塩財産区、徳風会
三田市	乙原生産森林組合、母子生産森林組合
篠山市	南矢代生産森林組合、波賀野生産森林組合、後川地区など

他方、流域内の多くの森林は、天然林（二次林）で占められているが、都市近郊林であることから、ハイキングや保健休養の場としての森林として多くの市民が森林を訪れている。

これらの森林は今後とも市民の憩いの場として又、保健休養の場として維持する事が重要である。

2. 森林を開発から守り保全する方策

(1) 森林法（第25条）による保安林の指定

「農林水産大臣は下記の各号に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる」とし、17種類の保安林種を掲げられている。治水対策を検討する上では、総合的に判断すると「水源のかん養」保安林の指定が適切である。

(参考) ① 流域内にある保安林の種類及び面積（国有保安林含む）

水源かん養保安林	4, 185 ha
土砂の流出防備保安林	2, 046 ha
土砂の崩壊防備保安林	24 ha
航行目標保安林	81 ha
保健保安林	13 ha
風致保安林	104 ha
計	6, 359 ha

② 武庫川は、二級河川であるため、流域内にある森林の保安林指定及び解除は兵庫県知事の権限で行うことができる。

条例などにより規制を優先しなくても、現行の森林法により保安林指定を推進することにより

- ① 森林の開発がほぼ抑制される
- ② 森林整備などが県の公共事業により実施されることから、健全な森林の育成が図られる。また所有者の経費の軽減も図られる。
- ③ 資金面の措置や税制の優遇措置がある。
- ④ 分収造林による公的管理が行われる。

一方、私権が制限されることにより、伐採の制限や解除が困難であることから財産価値が低くなる。また手続きが煩雑である。

(2) 森林の機能増進を図るための公的管理の推進

現状の森林・林業の情勢から判断すると、著しく経済的価値が低下し、森林所有者のみに適切な管理を依存することは困難な状況にある。

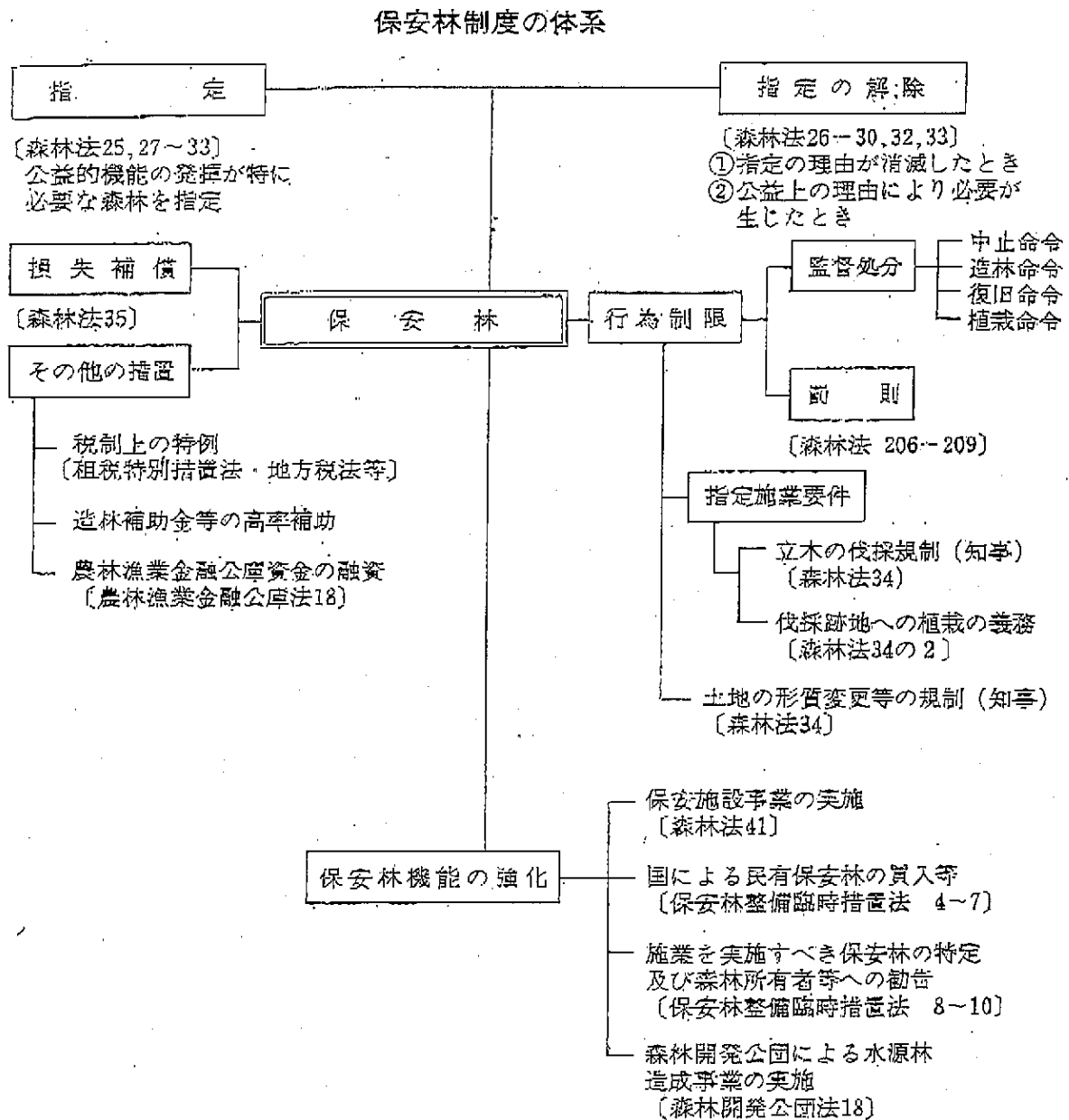
このため、兵庫県では森林は県民共有の財産であるとの理念のもと「新ひょうごの森づくり」が推進されるとともに、平成18年度からは県民緑税を導入し人工林における間伐などは所有者の負担なくして実施されることは喜ばしいことであるが、市町負担が困難な市町もあることから、より一層の兵庫県の積極的な支援のもと公的管理を推進することが望ましい。

また、武庫川流域内の森林は、二次林が多く手入れが行き届かないことから植生が貧弱で災害の発生原因にもなりかねない。

幸い兵庫県では、県民緑税を資金源にして「災害に強い森づくりを推進」しているが、武庫川流域では都市化の進展などにより、従来から森林整備の進捗状況はかばしくない状況にある。

二級河川である武庫川の中流、下流には多くの人口、財産が集中していることから、森林の機能をより増進し災害に強い森づくりを推進することが総合治水対策を推進する上でも肝要があり、総合治水対策のモデルとして公的管理による森林整備に努めること。

保安林指定、解除等に伴う参考資料



注：〔 〕は根拠法及び規定条文である。

(森林法)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、森林計画、保安林、その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

① (指定の要件)

保安林指定の要件は次のとおり

- ・指定が権限を有することによって行われること。
- ・指定の目的が法第25条第1項に記された目的であること
- ・森林施業を制限する必要があること
- ・指定の対象地が法上の森林であること など

② (指定の目的)

- ・水源かん養保安林

森林の樹木及び地表植生等によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより、河川流量をほぼ一定にする機能であり、豪雨時、融雪時等の増水時に洪水ピークを下げる洪水調節機能と、渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に資する。

③ (指定の必要性)

指定の必要性は、保安林の指定による受益の対象が存在し、これに対して特定の森林施業制限によって得られる保安林効果を及ぼす必要があるかどうかの判断である。

④ (指定の対象地)

保安林の指定をすることができる土地は、森林法第2条に規定する森林に限られる。

⑤ (解除)

第26条 農林水産大臣は保安林について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときには、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

⑥ (保安林における優遇措置)

- ・ 林業経営安定資金
伐採禁止に伴い農林漁業金融公庫が貸付ける資金
- ・ 林業経営育成資金
要整備森林等の林地取得に伴い貸付ける資金
- ・ 造林補助金の高率補助
(一般造林) (流域森林総合整備事業)
普通造林 21% 普通造林 21%
保安林 42% 保安林 51%

⑦ (税制上の特例)

- ・ 不動産取得税、固定資産税及び特別土地保有税は課税されない。
- ・ 相続税、贈与税は軽減される。
- ・ 所得税、法人税は軽減される。

以上